

1 洪水浸水想定区域図について

(1) 洪水浸水想定区域図は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものです。

(2) 17年に改正された水防法では、「河川整備の目標とする降雨」により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表することとされました。

平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域図の対象とする降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められるとともに、「河川整備の目標とする降雨」についても、あわせて公表することとされました。国と県においても、平成28年以降については「想定し得る最大規模の降雨」に加えて「河川整備の目標とする降雨」を対象降雨として、洪水浸水想定区域図を作成し、公表しています。

2 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図について

公表する図面は、対象降雨を「河川整備の目標とする降雨」として、次の図面を公表しています。

○洪水浸水想定区域図(計画規模)

3 平成28年以降に公表した洪水浸水想定区域図について

平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図との違いは、洪水浸水想定区域図について、対象降雨を「想定し得る最大規模の降雨」に高めるとともに、「河川整備の目標とする降雨」についても、あわせて作成し、公表しています。

また、平成25年に災害対策基本法に位置づけられた、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、「想定し得る最大規模降雨」による「浸水継続時間」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)」についても、新たに作成し、公表しています。

※神奈川県ホームページから引用(抜粋)